

○宮崎大学工学部ものづくり教育実践センター運営委員会規程

平成16年9月28日
制 定

改正 平成17年4月26日 平成18年6月20日

平成19年6月19日 平成22年9月24日

平成28年4月1日 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部ものづくり教育実践センター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学工学部ものづくり教育実践センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ものづくり教育実践センター（以下「センター」という。）の規程等の制定及び改廃に関する事。
- (2) センターの予算決算に関する事。
- (3) センターの施設・設備の整備に関する事。
- (4) センター次長の推薦に関する事。
- (5) 工学部教育研究支援技術センターが推薦したセンター主任及びセンター副主任の承認に関する事。
- (6) その他、センターの運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次のメンバーをもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各プログラムから1名ずつ選出された教員。ただし、センター長の所属するプログラムは除く。
- (3) センター次長（教員）
- (4) センター主任（技術職員）
- (5) センター副主任（技術職員）

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、センター次長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として全ての委員の出席をもって成立する。

2 委員に事故があるときは、その代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、センター次長をもって充てる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年6月20日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月19日から施行する。
- 2 改正規程施行時の委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。